



## 出生届を提出された方へ



休日・夜間受付で出生届を提出された方は、後日手続きをお願いします。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く）

場 所：刈谷市役所・富士松支所（各市民センターでは手続きができません）

項 目	説 明	届出期間	手続きに必要なもの	担当窓口
母子手帳出生届済証明	刈谷市に出生届を提出した方に母子健康手帳の「出生届済証明」に記載します。	お早めに	・母子手帳	市民課（1階） Tel 62-1009 富士松支所 Tel 36-1111
児童手当	18歳までのお子さまを養育する方に手当を支給します。 〈支給対象〉 国内在住で、18歳まで（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）のお子さまを養育している父母等のうちで所得が高い方 ※公務員の方は勤務先で申請してください。	生まれた日の翌日から15日以内	・支給対象者の預金通帳などの振込先のわかるもの ・健康保険証（国民年金加入者不要） ・マイナンバーのわかるもの	子育て推進課（2階） Tel 62-1061
国民健康保険	出生による資格取得手続き （お子さまが職場の健康保険に加入する場合は、勤務先での手続きです。）	生まれた日から14日以内	・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーのわかるもの	国保年金課（1階） Tel 62-1206
	出産育児一時金の申請手続き （職場の健康保険等から支給を受けている方や、直接支払制度を利用して既に全額支給を受けている方は、手続きは不要です。）	生まれた日の翌日から2年以内	・母子手帳 ・預金通帳などの振込先のわかるもの ・出産費用の領収書 ・直接支払制度の合意文書	
子ども医療	お子さまの医療費の自己負担分を助成します。	お早めに （健康保険に加入後）	・お子さまの健康保険証	国保年金課（1階） Tel 62-1207

※詳細については、担当課にお問い合わせください。

※児童手当、国民健康保険及び子ども医療の手続きは、住民登録している市区町村で手続きをしてください。

※お子さまのマイナンバーをお知らせする個人番号通知書は、1か月程で簡易書留にて送付されます。